

第6期(R4.4~R7.3) 地域安全まちづくり推進計画 (概要版)

【策定主旨】地域安全まちづくり条例に基づき地域活動を支援するため策定
【計画期間】令和4年度から令和6年度(3カ年)

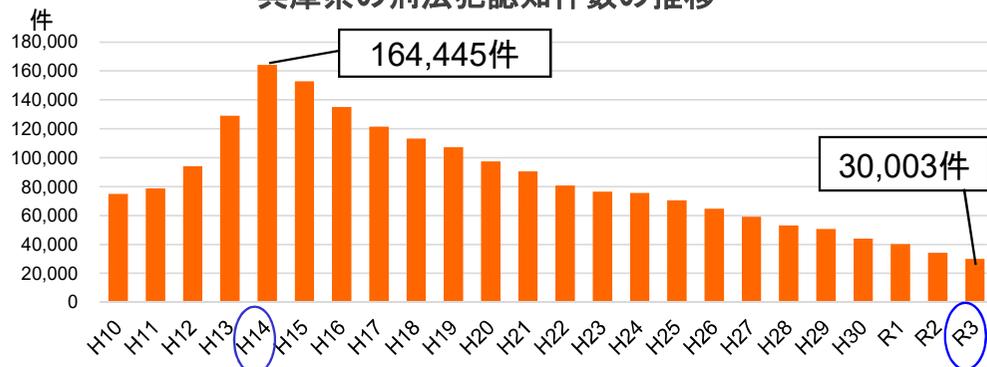
兵庫県

現況と課題

【県内の犯罪傾向等から見た現況と課題】

- 1 犯罪件数は継続的に減少（ピーク時(H14)の8割減)
- 2 高齢者への特殊詐欺やインターネットを利用した犯罪は増加傾向。子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案も高止まり
- 3 まちの防犯を担う防犯グループは高齢化や担い手不足が伸展

兵庫県の刑法犯認知件数の推移

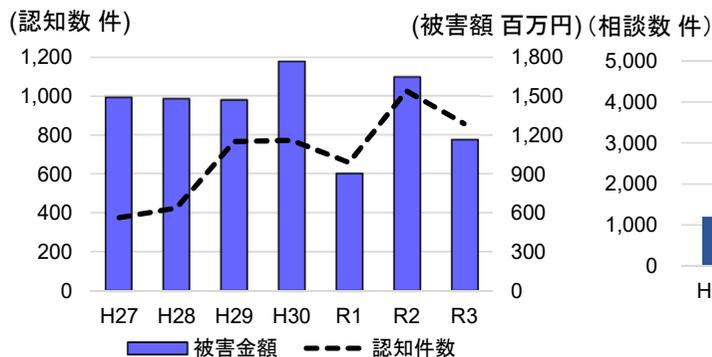


犯罪別構成比(グラフ内の数字は件数)

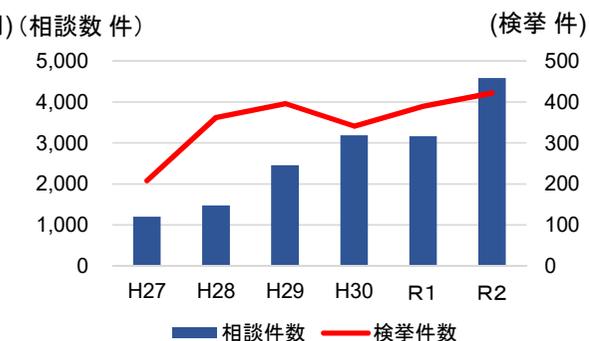


※他の犯罪は大きく減少する中、知能犯(詐欺等)は減少せず増加傾向

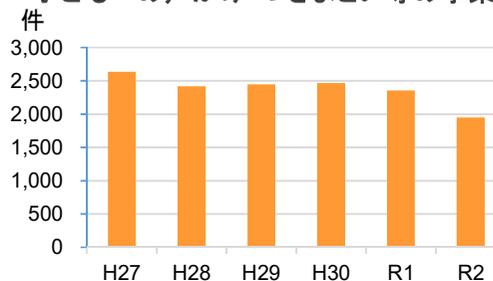
高齢者への特殊詐欺被害



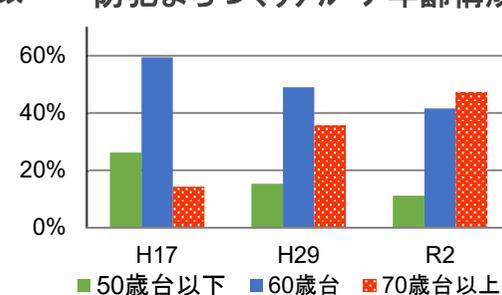
サイバー犯罪相談、検挙件数



子どもへの声かけ・つきまとい等の事案件数



防犯まちづくりグループ年齢構成



目標と取組の柱

基本理念 地域社会の力を基本とした持続可能な安全安心兵庫の実現

第1期推進計画からの基本理念を継続し、人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として、安全に安心して暮らすことができる『誰も取り残さない』持続可能な元気兵庫の実現をめざします。

第6期計画の目標

- 1 刑法犯認知件数の減少傾向を維持する
- 2 高齢者の特殊詐欺被害や子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案件数を減少させる
- 3 住んでいる地域の治安がよいと感じる人の割合を80%以上に維持する
※R3年度県民意識調査: 79.6%



8つのアクション

行動1	みんなで安全安心な地域をつくる
行動2	電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる [新]
行動3	子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる
行動4	女性が安全安心に暮らせる地域をつくる
行動5	高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる
行動6	犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる
行動7	更生支援と再犯防止対策を推進する
行動8	安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

各行動計画における主な取組。多彩な取組を地域住民、警察、市町、学校、関係団体等と連携して実施

行動1 みんなで安全安心な地域をつくる

ア 地域安全まちづくり情報の提供

- ・ 先進取組事例紹介
- ・ 成年年齢の引下げに向けた啓発 **[拡充]**

イ 自主防犯活動の促進

- ・ まちづくり防犯グループの活動促進

ウ 多様な主体の参加の促進

- ・ 若い世代の参加促進
- ・ ながら見守りの普及促進

エ 事業所等と連携した防犯の推進

- ・ 事業者団体等と連携した講習会の実施

オ 地域で活動する人材の育成

- ・ 活動リーダー研修の開催

行動2 電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる**[新]**

ア 特殊詐欺被害の未然防止

- ・ 高齢者への自動録音電話機の普及 **[新]**
- ・ 高齢者への啓発・見守り活動の推進
- ・ コンビニ、金融機関等での対策の強化 **[拡充]**

イ サイバー犯罪の未然防止

- ・ インターネット利用による被害防止対策 **[拡充]**
 - * 啓発活動や相談体制の充実
 - * SNS等でのターゲティング広告の活用 **[新]**
- ・ サイバー犯罪防止教室の開催 **[拡充]**
- ・ SNS等を利用した援助交際、JKビジネス等への注意喚起

行動3 子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる

- ア 地域での子どもの見守り活動の推進
 - ・ 登下校時の子どもの見守り活動の推進
 - * 子どもを守る110番の家・店の充実
- イ 子どもを犯罪から守る対策の強化
 - ・ 子どもへの安全教育の徹底
 - ・ 携帯電話のフィルタリング利用促進
 - ・ インターネットの適切な利用に向けた啓発〔拡充〕
- ウ 児童虐待防止対策の推進
 - ・ 児童虐待防止24時間ホットライン
- エ いじめ防止対策の推進
 - ・ SNSを活用した相談体制、ネットワークの強化
- オ 地域で支える子どもの健全育成
 - ・ 学校・家庭・地域の連携協力の推進
 - ・ 少年サポートセンターによる指導や支援

行動4 女性が安全安心に暮らせる地域をつくる

- ア 女性の安全安心を支える体制整備
 - ・ 学校等での防犯教室の開催
 - ・ 女性のための相談体制整備
 - ・ 多様な相談窓口の充実
- イ 女性を守る対策の充実
 - ・ DV対策の推進
 - ・ ストーカー事案等への対応強化
 - ・ 痴漢、盗撮等の相談対応
 - ・ 性犯罪・性暴力被害者等への支援の充実
 - * 相談しやすい相談窓口の整備〔拡充〕
 - * 相談窓口と医療機関との連携

行動5 高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる

- ア 高齢者を犯罪から守る体制づくり
 - ・ 高齢者の見守り活動の推進
 - ・ 自動録音電話機の普及促進【新】(再)
- イ 高齢者を地域で見守る体制づくり
 - ・ 認知症高齢者への見守り体制強化
- ウ 障害者の見守り活動の推進
 - ・ 障害者消費トラブルの防止
 - ・ 精神保健福祉体制の充実
- エ 障害者の差別解消・権利擁護の推進
 - ・ 相談体制の整備、成年後見制度の活用支援

行動6 犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる

- ア 県民・事業者等の理解の促進
 - ・ 犯罪被害者週間(11/25~12/1)を活用した広報
 - ・ 二次被害防止に向けた啓発
- イ 被害者等への支援の充実
 - ・ 相談窓口の充実、
 - ・ 性犯罪・性暴力被害者への支援
 - ・ 経済的支援、住宅支援
- ウ 関係機関・団体等との連携の強化
 - ・ 市町との連携強化
 - ・ 多様な関係機関・団体等との連携
- エ 被害者等支援に特化した条例の制定【新】

行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する

- ア 県民・事業者等への理解の促進
 - ・ 地域で見守る機運の醸成
- イ 就労支援等の充実
 - ・ 協力雇用主の拡大、住宅支援
- ウ 保健・医療・福祉サービスの提供
 - ・ 生活安定への支援
 - ・ 薬物依存者の社会復帰支援
- エ 関係機関・団体等との連携の強化
 - ・ 関係機関連絡会議の開催
 - ・ 地域の実情に応じた施策推進
- オ 「再犯防止推進計画」の策定 〔新〕

行動8 安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

- ア 安全で安心なまちづくりの推進
 - ・ 道路、公園、駐車(輪)場における防犯
 - ・ 空家の適正管理の推進
- イ 防犯カメラ等の設置による犯罪抑止
- ウ 住宅の防犯性の向上
 - ・ 防犯優良マンション、優良機器の普及促進
- エ 繁華街等の環境の浄化
 - ・ 悪質な客引き行為等の防止
- オ 薬物乱用防止対策の推進
 - ・ 危険薬物販売店の取締り、相談窓口の設置
- カ 地域で見守るしくみの充実
 - ・ ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談の実施

活動指標 1

取組の検証を行うため、それぞれの行動計画ごとに活動指標を設定

活動指標		前目標 R3年度末	R2年度 実績	目標・想定数 (R6年度)
行動 1	① 若年者向け出前講座の開催回数(累計:H29～)【新】	—	566回	1,200回
	② まちづくり防犯グループの結成数	2,500	2,205	2,285グループ°
	③ 事業所防犯責任者設置事業所数	10,000	9,032	10,000事業所
行動 2	④ 自動録音電話機普及促進事業実施市町数【新】	—	5市町	41市町
	⑤ サイバー犯罪被害防止教室の開催回数(累計:H26～)	4,518回	3,707回	5,700回
行動 3	⑥ 子どもの安全・安心確保のリーダー養成講座の受講者数 (累計:H27～)	8,572人	8,584人	12,130人
	⑦ 18歳未満の者が利用する携帯電話のフィルタリング利用率 (契約時)【新】	—	78.7%	85.0%
行動 4	⑧ DV対策に係る連携体制を整備している市町数【新】	—	23市町	41市町
	⑨ 配偶者暴力相談支援センター設置市町数	21市町	17市町	30市町

※[新]は今期新たに設定

活動指標 2

活動指標		前目標 R3年度末	R2年度 実績	目標・想定数 (R6年度)
行動 5	⑩ 暮らしの安全・安心推進員による高齢者等への消費者教育啓 発活動数(累計:H25～)	5,234回	8,292回	12,300回
	⑪ 障害者虐待対応力向上研修の受講者数(累計:H27～)	18,341人	23,299人	27,300人
行動 6	⑫ 犯罪被害者等からの相談支援件数(累計:H29～)	5,840件	3,606件	8,400件
行動 7	⑬ 保護観察対象者等への雇用導入支援件数(累計:H27～)	62件	58件	92件
	⑭ 矯正施設を出所後、福祉的な支援がないと自立した生活を送 ることが難しい障害者・高齢者への支援件数(累計:H22～)	613件	572件	850件
行動 8	⑮ 防犯カメラの設置補助箇所数(累計:H22～)	3,891カ所	3,944カ所	5,450カ所
	⑯ 客引き行為等禁止地区(三宮北部地域)における客引き・客待 ち数の傾向【新】 ※地区指定時(H27.10)からの減少率	—	△39.9% (令和元年度)	△50%
	⑰ 「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談支援件数 (累計:H25～)	—	2,739件	3,900件

作成年月日	令和4年4月27日
作成部局 課室名	県民生活部 生活安全課

地域安全まちづくり推進計画（第6期）の策定

1 趣旨

地域安全まちづくり推進計画(第5期)の計画期間が令和3年度で終了することに伴い、特殊詐欺被害やサイバー犯罪の増加等の社会情勢の変化を盛り込んだ第6期推進計画（令和4年度～令和6年度）を、地域安全まちづくり審議会に諮問の上、策定

2 基本理念

地域社会の力を基本とした持続可能な安全安心兵庫の実現

〔第1期推進計画からの基本理念を継続し、人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として、安全に安心して暮らすことができる「誰も取り残さない」持続可能な元気兵庫の実現を目指す。〕

3 第6期推進計画の概要

(1) 位置づけ 地域安全まちづくり条例に基づく地域安全まちづくり活動支援のための計画

(2) 計画期間 令和4年度～令和6年度（3年間）

(3) 目標と取組の柱

〔3つの目標〕

- ① 刑法犯認知件数の減少傾向を維持
- ② 高齢者の特殊詐欺被害や、子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案発生件数を減少
- ③ 「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人(体感治安)」の割合を80%以上に維持

〔8つの行動（アクション8）の展開〕

行動1 みんなで安全安心な地域をつくる

行動2 電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる（新）

〔高齢者を中心に増加傾向にある特殊詐欺被害や、幅広い世代で増加するサイバー犯罪等、社会情勢の変化に対応するため新たに設定〕

行動3 子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる

行動4 女性が安全安心に暮らせる地域をつくる

行動5 高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる

行動6 犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる

〔犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定（新）〕

行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する

〔独立した再犯防止推進計画の策定（新）〕

行動8 安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

4 審議経過等

地域安全まちづくり審議会（3回）、パブリック・コメント（3/2～3/22）の実施

<問い合わせ先> 県民生活部生活安全課地域安全対策班

TEL：078-362-3173